

岩手県農業農村整備事業関係 I C T活用工事試行要領（令和 4 年 10 月 27 日付け農計第 444 号）一部改正 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後（R8.10.1～）

岩手県農業農村整備事業関係 ICT活用工事試行要領

(趣旨)～(定義)

第1～2【略】

(対象とする工事の選定)

第3ICT活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とし、現場条件等の施工性や、地元の合意状況等を勘案し、発注者が選定するものとする。

なお、選定に当たっては、事前に農村建設課事業担当に相談するものとする。

適用工種及びICT施工技術を活用する工事の施工規模

	3次元起工 測量	3次元設計 データ作成	ICT建設機械 による施工	3次元出来形管 理等の施工管理	3次元デー タの納品
土工	○	○	○ 1件の工事における扱い土量の合計 <u>(※2)</u> が1,000 m3以上	○ 1件の工事における扱い土量の合計 が1,000m3以上	○
ほ場整備工	○	○	○ 1件の工事における 施工面積が 1.0ha以上	○ 1件の工事における 施工面積が 1.0ha以上	○
舗装工	○	○	○ 1件の工事における 施工面積が 3,000m2以上	○ 1件の工事における 施工面積が 3,000m2以上	○
水路工	—	○	—	○ 施工延長が100m以上	○
暗渠排水工	○	○	○ 施工延長 <u>の合計</u> が 1.1km以上	○ 施工延長 <u>の合計</u> が 1.1km以上	○
ため池改修工	○	○	—	○ 堤高15m未満の堤 体	○
地盤改良工	○ ※1	○	○ 制限なし	○ 制限なし	○
法面保護工	○ ※1	○	—	○ 制限なし	○

改正前（R7.10.1～）

岩手県農業農村整備事業関係 ICT活用工事試行要領

(趣旨)～(定義)

第1～2【略】

(対象とする工事の選定)

第3ICT活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とし、現場条件等の施工性や、地元の合意状況等を勘案し、発注者が選定するものとする。

なお、選定に当たっては、事前に農村建設課事業担当に相談するものとする。

適用工種及びICT施工技術を活用する工事の施工規模

	3次元起工 測量	3次元設計 データ作成	ICT建設機械 による施工	3次元出来形管 理等の施工管理	3次元デー タの納品
土工	○	○	○ 1件の工事における扱い土量の合計 が1,000m3以上	○ 1件の工事における扱い土量の合計 が1,000m3以上	○
ほ場整備工	○	○	○ 1件の工事における 施工面積が 1.0ha以上	○ 1件の工事における 施工面積が 1.0ha以上	○
舗装工	○	○	○ 1件の工事における 施工面積が 3,000m2以上	○ 1件の工事における 施工面積が 3,000m2以上	○
水路工	—	○	—	○ 施工延長が100m以上	○
暗渠排水工	○	○	○ <u>1ほ場ごとにおける 施工延長が10a 当たり100m以上、かつ対象とす る施工延長が</u> 1.1km以上	○ <u>1ほ場ごとにおける 施工延長が10a 当たり100m以上、かつ対象とす る施工延長が</u> 1.1km以上	○
ため池改修工	○	○	—	○ 堤高15m未満の堤 体	○
地盤改良工	○ ※1	○	○ 制限なし	○ 制限なし	○
法面保護工	○ ※1	○	—	○ 制限なし	○

改正後（R8.10.1～）						改正前（R7.10.1～）					
付帯構造物工	—	○	—	○ 他工種の施工規模と同様（単独ではなく他工種の関連施工工種として実施すること）	○	付帯構造物工	—	○	—	○ 他工種の施工規模と同様（単独ではなく他工種の関連施工工種として実施すること）	○
小規模土工	○ <u>床掘等の作業土工のみを実施する場合は従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するために、3次元起工測量を実施してもよいものとする。</u>	○	○ <u>（※3）</u> （掘削） 1 <u>か</u> 所当たり施工土量 <u>（※2）</u> が 1,000m3 未満	○ <u>（※3）</u> （掘削） 1 <u>か</u> 所当たり施工土量 <u>（※2）</u> が 1,000m3 未満	○	小規模土工	○	○	○ （掘削、 <u>床掘、盛土</u> ） 1 <u>箇所</u> 当たり施工土量が 1,000m3 未満	○ <u>（※2）</u> 1 <u>箇所</u> 当たり施工土量が 1,000m3 未満	○
			<u>（床掘）</u> 平均施工幅 1 m以上 2 m未満	＝					掘削（小規模）、 <u>床掘（小規模）</u> ・ 1 <u>箇所</u> 当たり施工土量が 100m3 以下 ・ <u>平均施工幅 1 m 未満</u>	掘削（小規模） ・ <u>バックホウを用いて実施する</u> 1 所当たり施工土量が 100m3 以下 ・ <u>バックホウを用いて実施する平均施工幅 1 m未満</u>	
			＝	<u>（盛土）</u> 1 <u>か</u> 所当たり施工土量 <u>（※2）</u> が 1,000m3 未満							
			<u>（法面整形）</u> 1 <u>か</u> 所当たり施工土量 <u>（※2）</u> が 1,000m3 未満	＝							
			＝	<u>（栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート、管体基礎工（砂基礎等））</u> 1 <u>か</u> 所当たり施工土量 <u>（※2）</u> が 1,000m3 未満					掘削（小規模） 1 <u>か</u> 所当たり施工土量 <u>（※2）</u> が 100m3 以下		
			<u>（掘削（小規模））</u> 1 <u>か</u> 所当たり施工土量 <u>（※2）</u> が 100m3 以下	＝							
			<u>（床掘（小規模））</u> 平均施工幅 1 m未満	＝							
			※1 関連施工で作成した起工測量データ及び施工用データを活用できる。 ※2 <u>土工における「1件の工事における扱い土量の合計」とは、該当する施工箇所におけるICT建機による施工分と通常建機による施工分を合計した扱い土量をその箇所の扱い土量とし、これを合計したものである。また、小規模土工における、「1か所当たり施工土量」の「1か所当たり」とは目的物（構造物・掘削等）1か所当たりのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1か所とする。また、施工規模の判断は公告時点とし、契約変更時点で数量変更が生じた場合、受発注者間で協議することとする。</u> ※3 <u>小規模土工の施工規模は一工事の中の施工箇所ごとに判断するものとする。</u>						※1 関連施工で作成した起工測量データ及び施工用データを活用できる。 ※2 <u>掘削、盛土、栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート、管体基礎工（砂基礎等）</u>		
2～3 【略】						2～3 【略】					
（実施手続）～（工事費の積算） 第4～9 【略】						（実施手続）～（工事費の積算） 第4～9 【略】					
（補則） 第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。						（補則） 第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。					

改正後（R8. 10. 1～）	改正前（R7. 10. 1～）
附 則（令和４年 10 月 27 日付け農計第 444 号） この要領は、令和４年 11 月 1 日から施行する。 附 則（令和６年 9 月 6 日付け農計第 364 号） この要領は、令和６年 10 月 1 日から施行する。 附 則（令和７年 9 月 22 日付け農計第 340 号） この要領は、令和７年 10 月 1 日から施行する。 <u>附 則（令和８年 9 月 8 日付け農計第 368 号）</u> <u>この要領は、令和８年 10 月 1 日から施行する。</u> I C T活用工事特記仕様書【発注者指定型】 【略】 I C T活用工事特記仕様書【受注者希望型】 【略】 I C T活用工事実施証明書 【略】	附 則（令和４年 10 月 27 日付け農計第 444 号） この要領は、令和４年 11 月 1 日から施行する。 附 則（令和６年 9 月 6 日付け農計第 364 号） この要領は、令和６年 10 月 1 日から施行する。 附 則（令和７年 9 月 22 日付け農計第 340 号） この要領は、令和７年 10 月 1 日から施行する。 I C T活用工事特記仕様書【発注者指定型】 【略】 I C T活用工事特記仕様書【受注者希望型】 【略】 I C T活用工事実施証明書 【略】